

令和8年度・9年度 藤枝市 物品の製造等入札参加資格審査申請について(ご案内)

令和8年度・9年度の藤枝市物品の製造等に係る入札参加資格審査申請(以下、「申請」という。)の受付は、次の要領で行います。

今回の申請に係る入札参加資格の有効期限は令和10年3月31日です。

1. 入札参加資格審査申請をすることができる者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び第167条の11第1項の規定に該当しないこと。ただし、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、藤枝市が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。
- (2) 希望する営業種目について法令(条例を含む。以下同じ。)に基づく許可、登録、届出等(以下「許可等」という。)が必要な場合には、当該法令の許可等を受けていること。
- (3) 申請に係る事業に関し、引き続き2年以上営業を行っていること。
- (4) 法人税(個人事業主の場合は、所得税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 藤枝市が課するすべての税の滞納がないこと。
- (6) 事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立されたもの。)の場合は(1)から(5)の要件を具備しているほか、経済産業局長が行う官公需の発注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
- (7) 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが(1)から(5)の要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、該当要件を満足していること。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(申請者が個人事業主である場合にあってはその者を、申請者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であること。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していること。
 - エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2. 受付期間

令和8年1月16日(金)から 令和8年2月17日(火)まで(ただし、土日祝日を除く。)
(※受付期間以降に到着した申請書は4月1日以降に隨時受付分として処理します。)

3. 受付時間(定期・隨時共通)

- (1) 午前の部 9時00分 から 12時00分 まで
- (2) 午後の部 13時00分 から 17時00分 まで

4. 提出先

窓口・郵送申請の場合

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1-11-1 藤枝市役所 契約検査課 契約係(西館3階)

5. 提出方法など

- (1) 郵便、メール便等による送達又は持参(締切日必着)
- (2) 郵送時は、封筒の表に『入札参加資格申請書』と朱書きしてください。
- (3) 提出書類はA4 サイズで作成し、番号順に重ねて提出してください。クリップやファイル等の綴じ込みは不要です。

6. 申請書の受領確認

審査終了後、希望者に対し受領票を発行します。郵送で申請される場合、受領票発行を希望される申請者は、返信用封筒(長形 3 号 110 円切手を添付し宛先を記入したもの)を申請者において用意してください。返信用封筒が無い場合、受領票の発行はしませんので予めご了承ください。

7. 変更が生じた場合

- (1)申請書提出後に申請事項等に変更があったときは、速やかに一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届(第 6 号様式)を契約検査課へ持参又は郵送で提出してください。
①商号又は名称 ②所在地 ③電話番号、FAX 番号、E メールアドレス
④代表者又は受任者 ⑤許可登録を受けた業種の種類及び区分
- (2)合併、営業譲受、法人成、相続等による変更については、別途お問い合わせください。

8. 注意事項

- (1) 登録申請は、代表者の記名・押印をお願いします。
- (2) ひとつの業者について入札参加資格の登録ができる営業所は、1 営業所に限ります。
- (3) **公的機関が発行する書類は当市受付日から 3 か月以内に証明されたものを提出してください。**
- (4) **提出書類の内容について不明な点は、後日お尋ねする場合があります。また、不足書類等を提出期限までに提出されないときは、認定されない場合もありますのでご注意ください。**
- (5) 受付した書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- (6) 入札参加資格業者として認定された方は、資格の有効期限内において入札及び見積合せへの指名・参加が可能になります。(ただし、この資格は、競争入札及び見積合せへの指名・参加を保証するものではありません。)
- (7) 入札参加資格が認定された場合、令和8年度・9 年度の藤枝市物品の製造等に係る入札参加資格者名簿に登載し一部公開することができます。また、申請された内容及び提出された書類について、その全部又は一部が藤枝市との契約事務において参考資料とする場合がありますのであらかじめご了承の上、申請してください。
- (8) **申請書提出から審査完了には、一ヶ月程度時間を要します。また不備がありますと、一度すべて返却させていただくことがありますので、あらかじめ必要事項をご確認のうえ、ご提出ください。**

9. 問合せ先

藤枝市 契約検査課 契約係
TEL(054)643-3249(直通) 内線 2703・2702

定期・隨時受付提出書類一覧表

法人・個人 共通

提出書類名		備考		提出	
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	第1号様式		必須	
2	一般競争(指名競争)参加資格審査申請調書①	第2-1号様式		必須	
3	一般競争(指名競争)参加資格審査申請調書②	第2-2号様式		必須	
4	使用印鑑届兼委任状	第3号様式		必須	
5	誓約書	第4号様式		必須	
6	会社案内	申請者自らが作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだもの		必須	
7	登記事項証明書(写し可) 身分証明書(写し可)	法人 個人	登記事項証明書「 <u>全部事項証明書</u> 」 (法務局が証明するもの) 身分証明書 (本籍地の市町村長が証明するもの)	必須	
8	印鑑証明書(写し可、ただし縮小、拡大不可)	法人 個人	法務局が証明するもの 住民登録をしている市町村長が証明するもの	必須	
9	財務諸表(写し可)	法人 個人	直前年度の貸借対照表、損益計算書 直前年分、所得税青色申告決算書(一般用)の貸借対照表及び損益計算書、青色申告以外の方は確定申告書又は市県民税申告書等	必須	
10	納税証明書(写し可)	法人 個人	市内に本店、支店、営業所 有り 市内に本店、支店、営業所 無し 市内に本店、支店、営業所 有り 市内に本店、支店、営業所 無し	・藤枝市が課する全ての税の滞納がないことの証明 完納証明書(藤枝市役所 納税課) ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 (管轄税務署<その3の3>) ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 (管轄税務署<その3の3>) ・藤枝市が課する全ての税の滞納がないことの証明 完納証明書(藤枝市役所 納税課) ・申告所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 (管轄税務署<その3の2>) ・申告所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明 (管轄税務署<その3の2>)	必須
11	営業許・認可証の写し	希望登録種目において、法令に基づく事業に必要な認可等の証明書類の写し		該当者	
12	返信用封筒	受領票返信用	長形3号 110円切手を添付し宛先を記入したもの	希望者	

事業協同組合等(上記提出書類のほか、下記13~14も提出すること)

13	組合定款又は 共同受注規約		必須
14	組合員名簿	事業協同組合や協業組合等の場合	必須

(注)

- 1 公的機関が発行する書類は当市受付日から3か月以内に証明されたものを提出してください。
- 2 納税証明書に滞納がある場合は、申請書類の受理はできません。(納税証明+領収書写は不可)